

阪南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年阪南市公告第1号

改正 平成29年阪南市公告第4号

改正 平成30年阪南市公告第5号

改正 平成30年阪南市公告第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び介護予防日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的として実施する。

- (1) 要支援認定を受けた被保険者のうち、居宅において支援を受ける者（以下「居宅要支援被保険者」という。）等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とする。

- (2) 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがいや役割をもって生活できる地域の構築や介護予防を推進することを目的とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次の各項に掲げるサービス又は事業を実施するものとする。

2 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

(1) 第1号訪問事業

ア 訪問介護相当サービス

指定事業者による旧介護予防訪問介護に相当するサービス

イ 訪問型サービスB

住民主体による支援

(2) 第1号通所事業

ア 通所介護相当サービス

指定事業者による旧介護予防通所介護に相当するサービス

イ 通所型サービスB

住民主体による支援

(3) 第1号介護予防支援事業

ア 介護予防ケアマネジメントA

地域包括支援センターによる介護予防支援と同様のケアマネジメント

イ 介護予防ケアマネジメントC

地域包括支援センターによる基本的にサービス利用開始時のみに行う介護予防ケアマネジメント

3 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の対象者)

第5条 この要綱において第1号事業の対象者とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 第1号被保険者のうち施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に定める基本チェックリスト（様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。）によって該当すると認められた介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）

(一般介護予防事業の対象者)

第6条 一般介護予防事業の対象者は、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者要件の確認)

第7条 第1号事業を受けようとする者で、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者は、居住地を管轄する地域包括支援センターに基本チェックリストを提出するものとする。

- (1) 要介護又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない者で、かつ、要介護認定等申請を行っていない者
- (2) 要介護認定等を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了に当たり、要介護認定等申請を行わない者

2 地域包括支援センターは、前項の規定により提出があったときは、第5条第2号の規定に該当する者であるか確認を行う。

3 前項に規定する事業対象者の要件の確認は、地域包括支援センター等が、原則本人との面接にて行う。

(事業対象者の手続)

第8条 前条に規定する要件の確認の結果、事業対象者と認められる者は、基本チェックリストの実施結果及び介護予防ケアマネジメント依頼(変更・終了)届出書(様式第2号。以下「依頼届出書」という。)に介護保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは、基本チェックリストの実施結果を確認した上で、被保険者証に第1号介護予防支援を行う地域包括支援センターの名称、事業対象者である旨及び基本チェックリスト実施日を記載して返付するものとする。

3 前条第1項に該当し第1号事業を受けようとする者は、基本チェックリスト実施日から1か月以内に第1項の手続を行わなければならない。

4 第1項に規定する依頼届出書等の提出は、事業対象者に代わって、該当者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

(事業対象者の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事業対象者は、依頼届出書に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 要介護認定等を受けたとき。
- (2) 自立、回復等により事業対象者でなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

(第1号事業の実施方法)

第10条 市長は、第1号事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施

(一般介護予防事業の実施方法)

第11条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(2) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施

(指定事業者の指定の申請)

第12条 指定事業者の指定を受けようとする者は、法第115条の45の5の規定に基づき、市長に申請しなければならない。

(指定事業者の指定の更新)

第13条 指定の更新を受けようとする指定事業者は、法第115条の45の6の規定に基づき、市長に申請しなければならない。

(指定の有効期間)

第14条 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定期間 6年

(2) 訪問介護相当サービスに係る指定事業者の指定期間 当該訪問介護の指定の有効期間

(3) 通所介護相当サービスに係る指定事業者の指定期間 当該通所介護の指定の有効期間

(指定の基準)

第15条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

- (1) 訪問介護相当サービス 施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）。この場合において、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）第37条第2項中「完結の日から2年間」とあるのは「サービス提供の日（第1号に掲げる計画については当該計画の完了の日、第3号に掲げる記録については当該通知の日）から5年間」とする。
- (2) 通所介護相当サービス 施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）。この場合において、旧介護予防サービス等基準第106条第2項中「完結の日から2年間」とあるのは「サービス提供の日（第1号に掲げる計画については当該計画の完了の日、第3号に掲げる記録については当該通知の日）から5年間」とする。
- (3) 介護予防ケアマネジメントA 施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準（介護予防支援に係るものに限る。）。この場合において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防ケアマネジメント基準」という。）第28条第2項中「完結の日から2年間」とあるのは「介護予防ケアマネジメントを提供した日（第3号に掲げる記録については当該通知の日）から5年間」とする。
- (4) 介護予防ケアマネジメントC 介護予防ケアマネジメント基準第1条から第31条（第30条第9号及び第16号を除く。）まで

に規定する基準。この場合において、介護予防ケアマネジメント基準第28条第2項中「完結の日から2年間」とあるのは「完了の日（第3号に掲げる記録については当該通知の日）から5年間」とする。

- 2 前項第1号、第4号及び第6号の規定に基づく旧介護予防サービス等基準及び介護予防ケアマネジメント基準の適用については、それぞれ指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日付け老振発第0331003号・老老発第0331016号）に定める趣旨及び内容とする。

（第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額）

第16条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第18条に規定するそれぞれのサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

（第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額）

第17条 第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するそれぞれのサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。

（1単位の単価）

第18条 第1号事業支給費の額の算定に要するサービス区分の1単位の単価は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 訪問介護相当サービス 10.42円
- (2) 通所介護相当サービス 10.27円
- (3) 介護予防ケアマネジメントA 10.42円
- (4) 介護予防ケアマネジメントC 10.42円

（端数整理）

第19条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の割合)

第20条 第1号事業支給費は、次に掲げる割合とする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第21条 第1号事業支給費の支給限度額は、それぞれ次に掲げる各号の規定によるものとする。

(1) 居宅要支援被保険者に係る支給限度額（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）は、法第55条第1項の規定を準用する。

(2) 事業対象者に係る支給限度額（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算出した額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業費の支給)

第22条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額
その他高額介護予防サービス費等事業に関して必要な事項は、介護保
険法施行令（平成10年政令第412号）第29の2の2及び第29
条の3の規定を準用する。

（文書の提出等）

第23条 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認め
るときは、当該支給を受ける者若しくは当該支給に係る第1号事業を
担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提
出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しく
は照会をすることができる。

（事務の委託）

第24条 第1号事業のうち、次に掲げる事業に係る法第115条の4
5の3第5項に規定する審査及び支払に関する事務は、国民健康保険
団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条
第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に委託する。

- (1) 訪問介護相当サービス
- (2) 通所介護相当サービス
- (3) 介護予防ケアマネジメントA
- (4) 介護予防ケアマネジメントC

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な
事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年阪南市公告第1号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日において居宅要支援被保険者である者で、その

前日において介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している者は、本人の希望により当該要支援認定有効期間満了日前に第1号事業を受けようとする場合を除き、要支援認定有効期間満了日の翌日から第1号事業の利用対象者（ただし、引き続き要支援認定有効期間満了日以降においても居宅要支援被保険者である者に限る。）とする。

（施行前の手続きその他行為）

- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な手続きその他行為については、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年阪南市公告第4号）

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年阪南市公告第5号）

（施行期日）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年阪南市公告第 号）

（施行期日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位表

1 訪問介護相当サービス費

利用者に対して、指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が訪問型介護相当サービスを行った場合に、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるもののほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下この表において「指定介護予防サービス算定基準」という。）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。以下この表において「指定介護予防サービス算定留意事項」という。）に準ずるものとする。

(1) 訪問型サービス費Ⅳ 266単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）

(2) 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合）

(3) 訪問型サービス費Ⅴ 270単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の利用・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合）

(4) 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の利用・月5週ある場合などで月9回以上のサービスを行った場合）

(5) 訪問型サービス費Ⅵ 285単位

(事業対象者・要支援2 1回につき・週2回を超える程度の利用・1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合)

(6) 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位

(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の利用・月5週ある場合などで月13回以上のサービスを行った場合)

(7) 初回加算 200単位(1月につき)

(8) 生活機能向上連携加算 (1月につき)

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

(9) 介護職員処遇改善加算(1月につき)

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位×137/1,000

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位×100/1,000

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + 所定単位×55/1,000

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) + (ウ)の90/100

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) + (ウ)の80/100

注1 (1)から(6)までについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。なお、平成30年度は現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成30年度末までの取扱とする。

注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)から(9)を算定しない。

注3 (8)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注4 (1)から(6)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注5 (9)について、所定単位は(1)までにより算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注6 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護相当サービス費

利用者に対して、指定通所介護相当サービス事業所の介護職員等が通所介護相当サービスを行った場合に、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるもののほか、指定介護予防サービス算定基準及び指定介護予防サービス算定留意事項に準ずるものとする。

(1) 通所型サービス費1回数 378単位

(事業対象者・要支援1 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

(2) 通所型サービス費1月包括 1,647単位

(事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合)

(3) 通所型サービス費42回数 378単位

(要支援2 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

(4) 通所型サービス費22月包括 1,647単位

(要支援2 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合)

- (5) 通所型サービス費 2 回数 389 単位
(事業対象者・要支援 2 1 回につき・週 2 回程度の利用・1 月の中で全部で 8 回までのサービスを行った場合)
- (6) 通所型サービス費 2 月包括 3,377 単位
(事業対象者・要支援 2 1 月につき・週 2 回程度の利用・月 5 週ある場合などで月 9 回以上のサービスを行った場合)
- (7) 生活機能向上グループ活動加算 100 単位 (1 月につき)
- (8) 運動器機能向上加算 225 単位 (1 月につき)
- (9) 栄養改善加算 150 単位 (1 月につき)
- (10) 口腔機能向上加算 150 単位 (1 月につき)
- (11) 選択的サービス複数実施加算
- ア 選択的サービス複数実施加算 (I)
- ①運動器機能向上及び栄養改善 480 単位 (1 月につき)
- ②運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位 (1 月につき)
- ③栄養改善及び口腔機能向上 480 単位 (1 月につき)
- イ 選択的サービス複数実施加算 (II)
- 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700 単位 (1 月につき)
- (12) 事業所評価加算 120 単位 (1 月につき)
- (13) サービス提供体制強化加算
- ア サービス提供体制強化加算 (I) イ
- ①事業対象者・要支援 1 72 単位 (1 月につき)
- ②事業対象者・要支援 2 144 単位 (1 月につき)
- イ サービス提供体制強化加算 (I) ロ
- ①事業対象者・要支援 1 48 単位 (1 月につき)
- ②事業対象者・要支援 2 96 単位 (1 月につき)
- ウ サービス提供体制強化加算 (II)
- ①事業対象者・要支援 1 24 単位 (1 月につき)

②事業対象者・要支援 2 4 8 単位（1月につき）

(14) 生活機能向上連携加算 2 0 0 単位（1月につき）

ただし、運動器機能向上加算を算定している場合には、1 0 0 単位（1月につき）

(15) 栄養スクリーニング加算 5 単位（1回につき）

ただし、6月に1回を限度とする。

(16) 介護職員処遇改善加算（1月につき）

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×59 / 1, 0 0 0

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×43 / 1, 0 0 0

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位×23 / 1, 0 0 0

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） +（ウ）の90 / 1 0 0

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） +（ウ）の80 / 1 0 0

注1 (1)から(2)について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70 / 1 0 0を乗じる。

注2 (1)から(6)について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70 / 1 0 0を乗じる。

注3 (1)から(6)について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を加算する。

注4 (1)から(6)について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)、(3)及び(5) 9 4 単位

(2)及び(4) 3 7 6 単位

(6) 7 5 2 単位

注5 (7)、(8)における機能訓練指導員については、理学療法士、

作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注6 (9)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注7 (14)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注8 (15)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注9 (16)について、所定単位は(1)から(15)までによる算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注10 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第2（第17条関係）

第1号介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA支援を行い、かつ、月の末日において第15条第1項第5号に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

(1) 介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 430単位

(2) 初回加算 300単位

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注1 介護予防ケアマネジメントA費の算定は、事業対象者、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 介護予防ケアマネジメントA事業所において、新規に計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントA支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

注3 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

2 介護予防ケアマネジメントC（初回のみケアマネジメント）

介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して介護予防ケア

マネジメントC支援を行い、かつ、月の末日において第条第1項第6号に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

(1) 介護予防ケアマネジメントC費（1回につき） 430単位